

決 定 書

異議申出人

福島市

齋 藤 悟

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年7月24日付けで提起された令和5年7月9日執行の福島市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、福島市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議の申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における選挙の効力に関し、一部無効であるとの決定を求め、異議の申出を行ったものである。

2 異議申出の理由の要旨

本件選挙における異議の申出の理由は次のとおりである。

- (1) 申出人は、本件選挙の選挙人及び候補者である。
- (2) 申出人の得票数は268.266票で、供託物の没収にかかる得票数は269.171票であった。供託金の没収及び選挙公営の公費負担が自己負担となるため、1票に満たない票差で大きな負担を負うこととなる。そのため申出人の有効得票数の再確認を求める。
- (3) 母親が入所している福祉施設は、投票の対応をしてもらえると思い、投票を依頼したつもりで入場券を預けたが、選挙後、対応していないことを確認した。母親が投票し、この一票が反映されれば結果は異なった。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出について形式的要件を備えたものであることから、これを受理し、その内容について慎重かつ厳正に審理した。

1 法令の定め

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の効力に関し異議の申出があった場合において、選挙の全部又は一部無効とされるのは、「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限ら

れている。

まず「選挙の規定に違反すること」とは、判例（昭和61年2月18日最高裁判決）によれば、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、公選法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。

それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。

もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている。

次に「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」について、判例（昭和29年9月24日最高裁判決）によると、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合とされている。

2 当委員会の判断

- (1) 上記法令の定めを受け、申出人からの異議には、本件選挙が選挙の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼす主張がない。
- (2) 本件異議の申出の理由は、供託金没収や選挙公営費用が自己負担となることを回避するための申出人の有効得票数の再確認が主旨であり、上記法令の定めにあるとおり、選挙の全部又は一部無効となる「選挙の規定に違反すること」、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当しない。
- (3) 母親が投票していれば結果は異なると主張するが、投票は本人の意思で行うものであり、母親本人が施設に申出することにより何らかの対応は可能であったと思われる。
また、結果については申出人の憶測にすぎず、この投票の有無によって、本件選挙の結果に何ら異動を及ぼす虞もない。
- (4) 開票作業においては、審査判定班を設け、疑義のある票の有効性又は無効性を公選法及び判例に基づいて慎重に判断するとともに、按分対象となる投票は慎重に審査し、各候補者の有効投票数に応じて按分した。
また、票の集計にあたっては正確を期するため、計数機を用いて2回計数するとともに、より適正な執行に配慮する観点から、職員を代えて点検等を実施している。このため、申出人の主張する票の再確認によって本件選挙の結果に異動を及ぼすような要因はない。

以上のとおり、申出人の本件選挙における選挙の効力に関し、一部無効であるとの主張にはいずれも理由がないことから、当委員会は、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年8月10日

福島市選挙管理委員会
委員長 齋藤 信行

（教示）

公職選挙法第202条第2項の規定により、この決定に不服があるときは、決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で福島県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。